茅ヶ崎市危機管理対策検討会議要綱

(設置)

第1条 危機管理に関する対策の検討及び連絡調整を行うため茅ヶ崎市危機管理対策検討 会議(以下「対策検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 対策検討会議は、危機管理(市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。)に関する対策の検討及び連絡調整をするものとする。
- 2 対策検討会議は、危機管理に関する指針の策定及び修正、並びに推進を行うものとする。

(組織)

- 第3条 対策検討会議は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、市長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

- 第4条 委員長は、対策検討会議の会務を総理し、対策検討会議を代表する。
- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委 員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 対策検討会議の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 2 対策検討会議には、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(意見の聴取等)

第6条 対策検討会議は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者 の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(調査委員会)

第7条 対策検討会議は、発生した危機事態について、発生状況を調査し、原因を分析し、 再発防止を図るために、調査委員会を置くことができる。

- 2 調査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長及び委員は、市長が任命する。
- 4 委員長は、調査委員会の会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委 員がその職務を代理する。
- 6 調査委員会は、当該事項に関する調査が終了したときは、解散するものとする。 (庶務)
- 第8条 対策検討会議及び調査委員会の庶務は、市民安全部防災対策課において処理する。 (委任)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、対策検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長 が対策検討会議に諮って定める。

附則

(施行日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(茅ヶ崎市危機管理連絡調整会議要綱の廃止)

2 茅ヶ崎市危機管理連絡調整会議要綱(平成14年4月1日施行)は、廃止する。

附則

(施行日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

(施行日)

1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附則

(施行日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

所管の副市長 その他の副市長 教育長 総務部長 企画部長 財務部長 市民安全部 長 経済部長 文化生涯学習部長 福祉部長 こども育成部長 環境部長 都市部長 建設部長 下水道河川部長 保健所長 保健所副所長 病院長 病院事務局長 消防長 会計管理者 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監查事務局長 教育委員会教育総務部長 教育委員会教育推進部長 教育委員会教育指導担当部長